

四半期報告書

(第52期第1四半期)

自 平成31年4月1日
至 令和元年6月30日

SRSホールディングス株式会社

大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階

(E03090)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	7
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	
第1 四半期連結累計期間	13
四半期連結包括利益計算書	
第1 四半期連結累計期間	14
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年8月9日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自 平成31年4月1日至 令和元年6月30日）
【会社名】	S R S ホールディングス株式会社
【英訳名】	SRS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 重里 政彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222—3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222—3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 6月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 6月30日	自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日
売上高 (百万円)	10,489	10,908	44,512
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△46	143	976
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△76	41	282
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△67	△26	228
純資産額 (百万円)	13,981	14,052	14,277
総資産額 (百万円)	29,110	28,178	29,274
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△2.31	1.26	8.51
自己資本比率 (%)	47.57	49.38	48.31

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績)

(単位：百万円)

	平成31年3月期第1四半期			令和2年3月期第1四半期		
	実績	対前年同期 増減額	対前年同期 増減率	実績	対前年同期 増減額	対前年同期 増減率
売上高	10,489	10	0.1%	10,908	418	4.0%
営業利益	△49	70	—	33	82	—
経常利益	△46	82	—	143	190	—
親会社株主に帰属する 四半期純利益	△76	△104	—	41	118	—

当第1四半期連結累計期間の売上高につきましては、新規出店による店舗数の増加や、「にぎり長次郎」業態の既存店が堅調に推移したことなどにより、増収となりました。

営業利益につきましては、増収による効果と販管費の適切なコントロールにより、増益となりました。経常利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益は上記に加え、受取配当金の増加により増益となりました。

(その他の施策について)

「和食さと」業態におきましては、核商品であるしゃぶしゃぶ・すきやき食べ放題「さとしゃぶ・さとすき」のプラッシュアップとして、期間限定で黒毛和牛が食べ放題になるプレミアムコースを販売した他、更に豪華な特選料理が食べ放題となるデラックスコースの販売を開始するなど、来店頻度向上に向けた取り組みを継続して実施いたしました。

「天丼・天ぷら本舗 さん天」業態におきましては、海老天とじ丼などの新規定番商品の投入や、金目鯛やそら豆、鱧などを使った期間限定メニューを販売し、顧客の来店頻度を高めるとともに、WEBグルメメディアを活用したWEBプロモーションを実施し、新たな顧客層の開拓に取り組みました。また、全店に自動発注システムを導入するなど生産性の向上に向けた取り組みを実施いたしました。

「にぎり長次郎」業態におきましては、かつお、さより、あおりいか、のどぐろなど季節ごとの食材を使用したキャンペーンを実施いたしました。また、海外初出店となるCHOJIROキャピタルスクウェア店(FC)をシンガポールにオープンいたしました。

「宮本むなし」業態では、牛タンや牛カルビなどを使用した期間限定商品を販売した他、ざるそばセットや平日ランチ限定メニューを販売するなど、新規顧客の獲得と来店頻度向上に向けた取り組みを継続して実施いたしました。

「かつや」業態では、グランドメニューを変更し、かつ丼メニューの拡充を行った他、トマ玉チキンカツやカレーうどんチキンカツ等の期間限定メニューなどを販売いたしました。

(財政状態)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、281億78百万円（前連結会計年度末比10億95百万円の減少）となりました。

流動資産は、105億56百万円（前連結会計年度末比11億69百万円の減少）となりました。これは主に、現金及び預金の減少9億17百万円などであります。

固定資産は、175億15百万円（前連結会計年度末比77百万円の増加）となりました。これは主に、有形固定資産のその他（純額）の増加1億52百万円などであります。

流動負債は、65億96百万円（前連結会計年度末比4億4百万円の減少）となりました。これは主に、賞与引当金の減少2億6百万円、買掛金の減少1億89百万円などであります。

固定負債は、75億29百万円（前連結会計年度末比4億65百万円の減少）となりました。これは主に、社債の減少2億42百万円、長期借入金の減少2億19百万円などであります。

純資産は、140億52百万円（前連結会計年度末比2億25百万円の減少）となりました。

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメントの業績に関する記載を省略しております。

[当社グループ 業態別店舗数]

(単位：店舗数)

業態名	前連結会計 年度末	出店実績	閉店実績	当第1四半期 連結会計期間末	当連結会計年度 出店計画
和食さと	204 (–)	– (–)	1 (–)	203 (–)	3 (–)
天丼・天ぷら本舗 さん天	43 (1)	– (–)	– (–)	43 (1)	2 (–)
なべいち	1 (–)	– (–)	– (–)	1 (–)	1 (–)
夫婦善哉	1 (–)	– (–)	– (–)	1 (–)	– (–)
にぎり長次郎※	60 (–)	1 (–)	– (–)	61 (–)	5 (–)
にぎり忠次郎	7 (–)	1 (–)	– (–)	8 (–)	2 (–)
都人	13 (13)	– (–)	1 (1)	12 (12)	– (–)
めしや 宮本むなし	63 (5)	– (–)	– (–)	63 (5)	2 (–)
かつや	39 (16)	– (–)	– (–)	39 (16)	3 (2)
からやま	1 (–)	– (–)	– (–)	1 (–)	2 (–)
国内合計	432 (35)	2 (–)	2 (1)	432 (34)	20 (2)
海外店舗	10 (6)	2 (2)	– (–)	12 (8)	11 (6)
国内外合計	442 (41)	4 (2)	2 (1)	444 (42)	31 (8)

() 内はFC・のれん分け及び合弁事業店舗数

※「にぎり長次郎」業態には「CHOJIRO」業態を含んでおります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』という当社のフィロソフィー(企業哲学)並びにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験並びに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する充分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目先の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を充分に意識して取組んでいく必要があります。このような取組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があると考えます。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えるものであるところ、大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み(企業価値及び株主利益向上に向けた取組み)

当社は、当社創業者が昭和33年11月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持を頂いたことに始まります。

以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食チェーン「和食さと」を中心にして取組んでまいりました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー(企業哲学)の下『DREAM [夢見る] パートナーと共に、夢の実現をめざします。』、『ENJOY [楽しむ] カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』、『LOVE☆ [愛する] コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。』という3つの経営理念を掲げています。

飲食店としてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー(企業哲学)の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく日々経営努力を重ねております。

具体的には、以下のような施策に取組んでおり、その詳細を記載した「SRS Report」を発行し、当社ホームページ(<http://srs-holdings.co.jp/>)上の「CSR情報」でも同様の内容を公開しております。

ア 安全・安心へのこだわり

当社は、お客様の健康を願い、安心してお食事をお召し上がりいただけるよう、食材の鮮度管理はもちろんのこと、その調達にあたり国が定める基準に準拠し、チェックを行っております。

イ 環境問題への取組み

環境・社会と経済が調和した「持続可能な社会」の実現に貢献するため、当社「企業倫理憲章」には「環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の条件であると認識し行動する」と定められており、「地球温暖化防止・エネルギー使用の合理化」や「食品廃棄物等の発生抑制・リサイクル」などを重点課題としております。

ウ 地域・社会への貢献

当社は、地域になくてはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、社会の繁栄に貢献するべく各種活動を実施しております。「食育」を通じた健全な次世代の育成支援を目的とし、地元中学生の「店舗体験学習」への協力や「キッザニア甲子園内、すし屋パビリオン」への出展を実施しております。また、「ハンドルキーパー運動」などの飲酒運転根絶活動、各自治体による「災害時帰宅困難者支援活動」、社外団体の募金活動にも協力しております。

エ 働きやすい職場環境の整備

当社は、互いの人権・人格・価値観を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備に努めており、その前提に立って、経営理念にも謳われている「夢を実現できる会社」を実現するべく、各種人事・教育制度を採用・実施しております。

今後もこれらの取組みの積み重ねにより、「最も顧客に信頼されるレストラン」の実現を図り、社会から真に必要とされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用頂くお客様に、より当店への理解と愛着を深めて頂き、ひいては、当社の株主としてのご支援を頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待をはじめとする株主への利益還元にも取組んでおります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成29年5月12日の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会において承認をいただいております。本プランの有効期間は、令和2年3月期に関する定期株主総会の終結の時までとなっております。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しており、その委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び外部の有識者のいざれかに該当する者の中から選任しております。当社取締役会は、対抗措置の発動を検討する際に、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重することといたします。

この枠組みにより、対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性、公正性、客観性が担保されていると考えております。

本プランは、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止させることができます。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所そのほかの公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値及び当社株主共同の利益に資するか否かの観点から、必要に応じ、本プランを見直してまいります。

こうしたことから、当社取締役会は、上記③の取組みが当社の上記①の基本方針に沿うものであり、企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑤ 株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

ただし、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を選択した際に、新株予約権の無償割当をうけるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられる新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に關しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で、資本業務提携に関する基本合意を締結する事を決議し、同日締結致しました。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (令和元年6月30日)	提出日現在 発行数（株） (令和元年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,209,080	33,209,080	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	33,209,080	33,209,080	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成31年4月1日～ 令和元年6月30日	—	33,209,080	—	8,532,856	—	4,176,388

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成31年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

令和元年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 33,206,000	332,060	—
单元未満株式	普通株式 2,780	—	—
発行済株式総数	33,209,080	—	—
総株主の議決権	—	332,060	—

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式43株が含まれております。

②【自己株式等】

令和元年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) SRSホールディングス 株式会社	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング30階	300	—	300	0.00
計	—	300	—	300	0.00

(注) 当社名義で単元未満株式43株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,339,721	8,422,627
売掛金	842,705	746,001
商品	37,525	34,184
原材料及び貯蔵品	669,858	705,027
その他	836,339	648,756
流動資産合計	11,726,151	10,556,597
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,177,471	3,201,441
土地	2,832,185	2,832,185
その他（純額）	2,573,877	2,725,962
有形固定資産合計	8,583,534	8,759,589
無形固定資産		
のれん	2,277,467	2,234,451
その他	862,042	841,850
無形固定資産合計	3,139,509	3,076,302
投資その他の資産		
投資有価証券	609,408	557,435
長期貸付金	956,431	936,315
差入保証金	3,189,265	3,151,961
繰延税金資産	594,539	665,242
その他	374,657	396,346
貸倒引当金	△9,121	△27,524
投資その他の資産合計	5,715,181	5,679,778
固定資産合計	17,438,225	17,515,670
繰延資産	109,686	105,927
資産合計	29,274,063	28,178,195

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,360,759	1,171,436
1年内償還予定の社債	685,000	685,000
1年内返済予定の長期借入金	1,031,224	955,236
未払金	2,005,408	2,347,744
未払法人税等	285,691	123,438
賞与引当金	366,631	160,256
その他	1,266,708	1,153,701
流動負債合計	7,001,422	6,596,813
固定負債		
社債	3,995,000	3,752,500
長期借入金	1,778,606	1,559,414
再評価に係る繰延税金負債	82,947	82,947
役員退職慰労引当金	27,753	27,753
資産除去債務	703,696	715,878
その他	1,407,109	1,390,641
固定負債合計	7,995,112	7,529,134
負債合計	14,996,535	14,125,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,532,856	8,532,856
資本剰余金	4,981,675	4,981,675
利益剰余金	1,363,313	1,205,829
自己株式	△295	△295
株主資本合計	14,877,549	14,720,065
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	190,195	149,843
繰延ヘッジ損益	23,928	△4,882
土地再評価差額金	△962,306	△962,306
為替換算調整勘定	12,010	12,213
その他の包括利益累計額合計	△736,172	△805,132
非支配株主持分	136,150	137,313
純資産合計	14,277,528	14,052,247
負債純資産合計	29,274,063	28,178,195

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)
売上高	10,489,602	10,908,152
売上原価	3,537,876	3,775,191
売上総利益	6,951,725	7,132,961
販売費及び一般管理費	7,001,349	7,099,939
営業利益又は営業損失(△)	△49,623	33,021
営業外収益		
受取利息	3,360	2,898
受取配当金	4,743	125,215
受取家賃	18,047	17,721
為替差益	24,197	1,327
雑収入	16,733	19,968
営業外収益合計	67,080	167,132
営業外費用		
支払利息	28,929	25,527
不動産賃貸費用	14,612	14,350
雑損失	20,809	16,712
営業外費用合計	64,351	56,590
経常利益又は経常損失(△)	△46,893	143,563
特別利益		
固定資産売却益	—	3,999
投資有価証券売却益	—	186
特別利益合計	—	4,186
特別損失		
固定資産除却損	6,075	9,653
減損損失	6,385	5,230
貸貸借契約解約損	3,780	18,600
特別損失合計	16,241	33,484
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△63,134	114,264
法人税、住民税及び事業税	108,762	119,416
法人税等調整額	△95,296	△48,082
法人税等合計	13,466	71,333
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△76,601	42,931
非支配株主に帰属する四半期純利益	115	1,162
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△76,717	41,768

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△76,601	42,931
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12,345	△40,352
繰延ヘッジ損益	27,589	△28,810
為替換算調整勘定	△5,803	203
その他の包括利益合計	9,441	△68,959
四半期包括利益	△67,160	△26,028
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△67,275	△27,191
非支配株主に係る四半期包括利益	115	1,162

【注記事項】**(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりあります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)
減価償却費	353,128千円	376,600千円
のれんの償却額	43,015千円	43,015千円

(株主資本等関係)**I 前第1四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）****配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	166,043	5.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日）**配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年5月10日 取締役会	普通株式	199,252	6.00	平成31年3月31日	令和元年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)**【セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日）

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4月 1 日 至 平成30年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成31年 4月 1 日 至 令和元年 6月 30日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期損失 (△) (算定上の基礎)	△ 2 円31銭	1 円26銭
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰 属する四半期純損失 (△) (千円)	△76,717	41,768
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△76,717	41,768
普通株式の期中平均株式数 (株)	33,208,786	33,208,737

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

令和元年5月10日開催の取締役会において、平成31年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額	199,252千円
②1株当たりの金額	6.00円
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	令和元年6月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年8月9日

S R S ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 東浦隆晴 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS R S ホールディングス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S R S ホールディングス株式会社及び連結子会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。